

年の間ならば、現金をお返しするといふことにいたしましたのでありますが、根本観念は、やはり電気通信省の所有に属しているものであるという考え方で立法されております。

○田島(ひ)委員 特別な費用をおとりにする点につきましては、これはやはり最近の物価の値上りとか何とかという点との御関連の上で、こういう法律をお出しになったのでございますかどう

○田村國務大臣 今度の考え方は、物価の値上りとは実は切り離しておるものであります。但し今度増設いたしましたものにつきましては、大体物価の値上りを見込んだ意味で、三万三千円の電話をつける。PBXも幾らか安くなる。その点は物価の値上りもありませんが、今の予定の通り進んでおるものにつきましても、この中には物価の値上りは全然見ておりません。

○田島(ひ)委員 そうしますと現在の軍拡経済から見ますと、私どもはほとんど物価が上つてインフレは必至だと考えておりますが、その点物価が騰貴いたしましたとしても、今後五年の間この額でもつてやはり増設可能でありましようかどうか。さらに非鉄金属の不足が非常にいわれておりますが、そういう中でこれだけの負担をしたら、請求されるものだけ増設ができるかどうかという問題も、確かに見通しがありになりますかどう

○田村國務大臣 御承知のごとく現在電話を引きますのにも、物価値上り前には一個について約十六万円くらいかかります。三万円いたいただきますといふことは、そのほんの二割に足らないような金額なのであります。つまり

実費を全部負担していただくというところ、PBXの方だけに對してはそういうふうな考へておられますけれども、今の加入電話の方につきましては、実費の二割に足らない金額を御負担願う、こういうことでありますから、さよう御承知願います。

○田島(ひ)委員 この法案の第七条には、国の機関に對してはこれが適用されないとなつておりますが、たとえば特需関係については、連合国のサービス関係なんかの機関はどうなりますか。また講和後にはそういうものはどういう処置がとられますか。

○田村國務大臣 今の国の云々というのは、特需関係とは全然考へ方が別なものであります。国で財政収入にいたしますのを、一々そうしなくてもいいだらうということ、国のものはいまだかないというだけのことで、特需関係とは何らの関係を持つていないのであります。

○田島(ひ)委員 この法律案が通りますと、やはり相当業務はふえて参ると思いますが、現在でも非常に従業員が不足しております。非常に従業員の労働強化となつております。たしか今年度の建設要員は一名もふえていないと記憶しておりますが、この要員関係はどうなりますか。増設に伴つて従業員の増加が見込まれておりますかどう

○田村國務大臣 工事は必ずしもすべてを直営でやるわけではありませんで、請負でもできます。大部分は請負でやつておりますから、その点についての御心配はないと思ひます。

○田島(ひ)委員 その点もう少し詳しく御説明していただきたい。そういったしますと従業員に負担はかからないと申されるのですか。

○田村國務大臣 もちろん仕事はふえますから、若干の監督的の方面におきましても分量がふえるということになります。それがために従業員の労働過重ということには万々ならないつもりであります。もしそういうことが将来起つて参りますれば、それに対する措置はいたすつもりであります。

○田島(ひ)委員 これに関連しまして、この法案とはちよつと関係ありませんけれども、最近従業員の三割ほどの行政整理がまた実施されるようなことがいわれておりますが、これはたしか政治諮問委員会の決定だということを通しを聞いておりますが、そういう見通しをお持ちになつておりますかどう

○田村國務大臣 電気通信省は御承知の通り現業官庁であります。現業の人たちの仕事の分量というものはおのずからきまつておるのでありますから、そう簡単に人を減らすというようなことはできませんので、かりにそういうお話がありましたら、私は承知いたしております。おりませんが、そういうような話が一般官庁にありましても、電気通信関係においてはそういうことは考へておりません。

○田島(ひ)委員 もう一点関連しました。従業員が非常に超過勤務がふえております。この点で超過勤務の手当が、特に東京都内の通信局あたりでは、一週間平均三十二時間の超過に對して十五時間くらいの手当しか出ていない、半分以下だといわれております。これは命令によるところのはつきりした超勤の手当が拂われていない

○田村國務大臣 こまかい資料等は、もし必要でしたらあとで差上げることになります。超勤勤務手当というものは、現業官庁には非常に必要なものでありますので、超過勤務された方に対しては、十分にこの支拂いができるようにしたい、こういうことで行つておるのであります。現在の超過勤務手当は、ある程度までは生活補給みたいなものと誤解されるような意味も含んでおります。さような関係で、超過勤務手当が必ずしも超過勤務した者に、かつきりと十分に支拂いできておるかということになります。と、予算の関係で不十分の点もないではないと考へておりますが、しかし將來にわたつては超過勤務手当は、完全に支拂われるということにいたしました。こういうふうな考へております。

○田島(ひ)委員 その点は、あとから詳細な資料をいただきたいと思ひますが、これは給與法違反でもありますが、相当地大な問題だと思ひますので、重ねてその点をお願いしておきます。

最後に、電通省と郵政省に職後分離されたという点、最近これがまた合併になるといふようなうわさがされております。この点、電通相のお考えはどうでありますか。

○田村國務大臣 現在さような問題は議に上つておりません。

○田島(ひ)委員 その点、郵政相としてはどんなお考えを持つておられますか、お伺ひいたします。

○田村國務大臣 將來公共企業体に移行いたしますような場合には、そのために一つの省を置くというふうな必要はなくなつて来るのではないかと、こう考へます。現在は従業員十六万を抱えておりますが、一つの大きな仕事をやつておられます。この経営経済は電気通信省でやつておる関係もあつたので、現在ではこのままで行くことが当然である、こう考へております。

○松井(政)委員 ただいまの田島委員の質問ですが、非常に重要だと思ひます。田島委員から質問された事柄は速記にも載つておりますが、電通省は現業官庁であつて、給與法違反をやつておるかのような印象を與えてゐるわけですか。従つて給與法違反をやつてゐるかどうか。それから超過勤務手当を法にのつとただけ出しているかいないかというところは、非常に問題であります。から、これはやはり委員会でも明確にしておいてもらふねといふかと思ひますので、当局からその点についての具体的な資料がなければ、あらかじめの説明でよろしうございしますが、説明をしておいていただきたいと思います。

○肥田政府委員 超過勤務手当の問題につきましても、ただいま大臣から御答弁があつたのでございますが、予算におきましても超過勤務手当は相当計上してございまして、超過勤務を命じました者につきましても、遺憾なく拂つてゐるのでございますが、なお重ねての御質問でございまして、十分調査をいたしましたので、資料を提出いたしましたと思つております。

○田村國務大臣 私の言葉が足りませ

んために、あるいは誤解を招いたのではないかと思ひますが、給與法に違反するようないふことは絶対にございませう。ちやんと出すべきものは出しておきますが、これが運用の實際の面におきまして、十分にならぬ超過勤務手当を出さなければならぬ場合も起るでしよう。そういうようなことがあつて、十分のことができぬと、仕事の上でさしかえる。だからもつと超過勤務手当もたくさん出すようにして、仕事の能率を上げる場合もあるという意味において申し上げたのでありまして、支拂うべき者に対して支拂わないというやうなことはなかつてもあります。

○關内委員長 通告者の質疑は終了いたしました。他に御質疑はありませんか。――なければ本案に対する質疑は終了いたしましたものと認めます。

引続き本案を討論に付します。討論の通告があります。これを許します。福永一臣君。

○福永(一)委員 私は自由党を代表いたします。ただいま議題と相なりました電話設備費負担臨時措置法案に對しまして、賛成の意を表するものであります。

すなわち、今日国民の電話に対する熾烈なる要望、それがわが国の経済の自立、その他百般の復興の要請に即応する叫びであるにかかわらず、資金面は一定のわくをもつて押えられ、需要のきわめて少部分しか満たされ得ないという窮状を、多少なりとも緩和しようとするものである点において、本案の趣旨はこれを了とせられるのであります。しかしながらその資金獲得の方法として、たゞ臨時措置とは申せ、利用者の負担にこれを求めるということ

は、決して正道と申すことはできない。しかもこれによる増収をもつても、増設し得る数にさほど多きを期待することができないのであります。なお見方によれば、かれこれ権衡を得ないとか、あるいは公平を失っている等のそしりを免れないおそれもあるものであります。これらの点については、各委員の質疑に対する政府の答弁によつて、相当解明せられたのであります。したが、さらに多数国民の納得を勝ち得なくてはならないものと思はれるのであります。電話の料金体系につきまして、現行の料金法別表だけでも、すでに相当複雑な付加方式をとつております。料金支拂者の側では、経営が独占企業であり、ことに国営であるがゆゑに、また電話需要について、その充足欲求の急なるがあまりに、料金の種類、区分、金額などについて、あるいは納得できるといふにかかわらず、要求されるがままに支拂うはかばかしいやうな実情ではないかと推測せられるのであります。特に設備費の負担につきましては、変転きわまりなかつたとして、過言でない過去の沿革、並びに最近における電話公債法の廃止等の事情にかんがみ、この間に憂い深くするものがあるものであります。よつて当局におかれましては、でき得る限り早期にこれを正道に立ち返らしめる方途を講ぜられまして、本臨時措置法案が実施となりまして、その廃止をすみやかにせられるよう努力せられることを強く希望して、賛成の意を表するものであります。

○關内委員長 榎熊三郎君。

○榎熊委員 日本電話事業は、根本的に再検討しなければならぬものじやないか。この法案のごときは臨時的なものであつて、本質的には一つの弥縫策であると思う。私もこれはコーポレーションの方式で行くか、現在のやうな国営状態で行くかというところは、非常に大きな問題があると思ひます。これらは私どもは真剣に当委員会を中心として、さらに深い研究を進めてみたいと思ひます。

当面の問題としては、積極的な施策を実施すると標榜してある現内閣の施政の根本方針のうちに、非常に食い違ひがあるのではないかと、国家再建のために盡力せられ、多くの功績を残したる現内閣としては、もつと日本の経済産業復興のために、電話事業のごときにおいては非常な深い関心を持つておられなければならぬ。本年度通過いたしましたる予算の面におきましても、私は非常に不満です。たとえば電氣通信省の事務当局と大蔵省の事務当局との折衝の過程を私も聞いてみますると、非常に熱心な論争の結果、ある一部電氣通信省側の意見というものが、やむなくではありましたが、大蔵省当局が認めざるを得ないやうな状況にあつたにもかかわりませず、閣議の決定におきましては、さらに同事務当局の認容したる案が削減せられておるといふ、非常に不幸なできごとが遭遇しておる。これは私、先般大臣に向つて、非常に失礼な言辭をもつてこのことを追究いたしました。これはひとりの個々の大臣の問題ではなくて、現政局を担当する吉田内閣の重大なる責任だと思ひます。この内閣の国家再建に対するほんとうの深刻なる観点が一体どこにあるか、根本はそこにあるのであります。本法案のごとき弥縫策をもつて、一時を糊塗せんとするがごとき

は、日本の電話事業、ことに国家再建の基盤をなす事業に対する内閣の考え方としては、私は遺憾千万です。しかしながら、さればといつて当法案がいけないのか、いろいろこの法案の内容についても、私は疑問の点がなきにしもあらずではございませうけれども、それよりもさらに考えなければならぬのは、国民の電話に対する熾烈なる要求であります。これは何とかして、どんな策でも、違法にあらず、不法にあらずる範囲においては、これを満してやることは、当然現政府の義務でなければならぬのであります。われ／＼がかつて通信行政に關係しておりました時代には、電話公債の問題等も研究されたのであります。占領下にあつてこのことが自主的に解決できなかったことを、私どもは遺憾に思つております。とを、私どもは遺憾に思つております。

いづれにいたしましても、当面差迫つた電話需要者の熾烈なる要求にこたへるといふ意味において、はなはだ政策的、實業張りのな、不完全なる考案ではありましようけれども、これを認容することもまた当面の問題として、多少国民の要求にこたへるゆゑであると存じますので、私どもは將來に向つては根本的の施策をめぐらす、内閣に向つては国家再建の根本義に向つて思いを深くいたされんことを要望しつつ、本案には賛成するものでございませう。

○關内委員長 松井政吉君。

○松井(政)委員 私は今審議をされまします。大体の質問が終つたところであります。電話設備費負担臨時措置法案につきまして、ただいま榎熊委員が申し上げたやうに、法案の取扱ひに

いたしまして、内容にいたしましては、きわめて不十分なものがあると思ひます。しかしながら電話事業の復興と加入者の希望が、このことによつて少しでも多量される、こういうことの考えから、左の条件をつけまして賛成をいたします。私が申し上げる条件は、当局としては、この法案の扱い方と内容について、各委員が質問討論の中で行いましたやうに、十分であるという点を明確に確認していただきまして、われ／＼が付しました条件については積極的な善処方をお願いしたい、かやうに考えるわけであり

第一番には、電話そのものの根本的問題について、立法措置を検討するべきである。たとえば利用者に全額設備費を負担させて、所有権、財産権を利用者に與える立場をとることが、將來の電話について必要であるのか、それとも現在のやうに国有官營の形で行くことがよろしいのであるか、これは根本的に考える必要がある。本法案によりまして、利用者に一部設備費の実費を負担させて、しかしながら国有官營の立場をとるのでありますから、當然電話回線あるいは交換機等の設備については、五百万設備をする方が、金をかけましても、これはやはり客觀的に見れば財産権、所有権が持たされないのであります。機構におきましては七百万の金を使うのでありますから、当然使用方といたしましては、主觀的な財産権として経理上の処理はするであ

りましようが、客觀的には國のものではない。この法案はとりあへず的措置でありまして、電話そのものの根本的な問題

三

に触れていないということである。従いましてこれは根本的なものに触れて、こゝでもう一ぺん立法措置が考究されてしかるべきであると考えますので、電話そのものの根本問題について今後検討をしていただきたい、これが第一点であります。

第二点は、利用者負担させるからというので、今回の法律によりまして、設備費が三十億四から歳入見込みになつておるのであります。これは権限委員も指摘をしたように、利用者負担させることによつて、設備費が三十億四歳入の面に出て来るのであるから、国家全体として、かりに大蔵省当局等が、来年度予算あるいは臨時国会における補正予算の面で、電通事業の復興に關する問題、あるいは国有官營の事業継続の立場から、利用者に対するサービス、利用者に対する希望を満たさせるための設備費、建設費等が減らされるようなことがありますならば、利用者負担させたこの法律の精神は死んでしまふ。従いましてこれは予算が伴う法律案でありますから、やがて予算の補正が考えられる、あるいは来年度予算の編成について考えられると思ふのですが、その際にはこういう点についてはとくに御留意をしていただきたい、これが第二点であります。

第三点は、少くとも予算を伴う法律案は、予算を補正して、補正予算と法案とを同時に出すというのが、大體建前でない限りはなりません。今回はこの法律案は通過いたしましたので、七月一日から実施をいたしますと、実施と同時に予算の歳入は入つて来るのであります。歳出の面につきましては、残念ながら予算の補正をしなければ、歳出

の費用として使うことはできません。従いまして法律案は通過をして、歳入の面はほゞ入つて参りますが、歳出の面に対する予算の補正は、臨時国会が開かれないものにならないといふことになりまして、こういう予算を伴う法律案の提出等は、できるだけ補正予算と同時に出すべきであるといふ、手続上、取扱い上の問題について今後留意をしていただきたい、これが第三点であります。

第四点は、本法律案の中におきまする国家機関は、なるほどこの法律の適用を受けないことになりませんが、地方公共団体等についても考えてもらいたい。

第五点といひましては、一般利用者の負担額が、この法律案から見ますと、五年以内にやめた場合は返還するとなつておりますが、少くとも国有官營でやつていながら利用者負担させる場合は、五年という年数については十分なる検討を行う必要があるのではないかと、こういうようなことにつきまして、今後十分考えていただきたい。電話そのものの本質、電話そのものの根本的な問題、さらに本法律案に對するもの、矛盾の条項等は、これの修正、改正等の時期等について十分検討せられるよう努力していただきたいといふことを、強く意見を付しまして賛成をいたします。

○關内委員長 田島ひで君。
○田島(ひ)委員 私は共産党を代表いたしまして、本法案に反対をいたします。

反対の第一の理由は、この法案が、相かわらず一般大衆の負担と犠牲によつて、財源の一部分をまかなうといふ

ことになつてゐるのであります。大口需要であるところの進駐軍関係、警察関係の方は、そのまゝになつてゐるからであります。この法案は三十三億の収入を見込んでおりますが、増設に要する原価、軍拡計画による物価の値上り、業務増加による人員の問題、あるいは非鉄金属等の資材の不足などに對しては、まったく今日の日本の経済が、アメリカの軍拡経済の下請機関となつております状態では、このような計画性を持たない姑息的な法律では、この法案が要求しておりますところの目的は決して達せられないと見るからであります。さらに根本的には、すでにこれまでもわが党がたび／＼繰返して主張して参りましたように、戦後のわが国の電氣通信事業は、第二次大戦による被害と、施設すなわち機械や線路の老朽荒廃を根本的に解決せず、しかも蓄積された矛盾の上に立つて極度に酷使されて参つてゐるからであります。たとへば戦後施設の復興のために要する最低必要の建設費すら與へられないで、戦災による崩壊、老朽のまま独立採算制がとられてしまつた点にもあるからであります。二十四年度には政府は通信復興五箇年計画を立てたのであります。これも経済九原則の名によつて、ほとんど打捨てられてしまつております。事業の戦前復旧のための要するが当然であるのに、増加は見込まれないで、かえつて定員法によつて機構の簡素化という名目で、定員がずつと削減され、大幅に従業員の不足を来しているのではありません。資金についても見返り資金の一部分が入つておりますが、これも一般大衆のために用

いられないで、通信事業がまったく買弁化して、昨年の朝鮮動乱以来は、国民大衆の通信は、ほとんど国運協力の名によつて、再び戦時態勢に進められて行つてゐるというのであります。財政的に見れば、施設すなわち固定資産に対する合理的な減価償却が行われておりません。資本の食ひつゝしによつて、わずかに運営されてゐる状態です。他の面から見れば、従業員の過重労働、低賃金によつて、この事業がわずかに運営されてゐるといつてもよいのであります。人員の不足と、補充修理されない施設に対するサービス部分の料金の値上げや臨時措置によつては、とうてい解決されない問題であります。特に国運協力の名によつて、業務量の増加が日ごと強化されております上に、職制の強化がまた従業員の上にひびく現われております。従つてさらに業務量の増加は、用具の問題についても、あるいはその他の問題についても、今後根本的に解決策を立てなければ、電氣通信事業の本来の使命は果たされないであります。このよう

な点からも、さきの電氣通信料の一部値上げに對しても、わが党は反対いたしましたのであります。このような平和産業としての電氣通信事業が、再び戦争への道に進められております以上は、決して一般大衆へのサービス事業としての電氣通信は、利用される道が開かれないのであります。根本的に今日の軍拡による戦時態勢的な通信事業を改めて、本来の平和産業として平和的な方面にこの通信事業が向けられない限りは、その根本的な方策がとられない限りは、私どもはこのよう

な小さな法案を何度出されても、決してこの法案に盛り込まれるような点すらも、所期の目的は達せられない、こゝから見まして、根本的な電氣通信事業に對する復興計画あるいは増設計画がなされない限りは、ますます／＼混乱を招く結果になります。そういう意味におきましても、共産党は絶対に反対いたしますのであります。

○關内委員長 これにて討論は終局いたしました。

電話設備費負担臨時措置法案について採決いたします。本案を原案の通り決するに賛成の各位の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○關内委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

お諮りいたします。本案に關する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕
○關内委員長 御異議なしと認めます。さう決しました。

○關内委員長 この際今会期も近々終了いたしますので、委員各位に對し一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本会期におきましては、公式に委員会を開きますこと二十一回、その間審査の対象となつた議案は、付託になりましたもの四件、起草いたしましたもの二件、請願五十四件、うち審査を終つたもの四十三件等でありまして、件数から見ますと比較的少く、こゝに提出を予定されておりました電氣通信省所管業務の基本法たる有線電氣通信法案、電氣通信營業法案は遂に提

出の段階に至らず、審査に入ることの
できなかつたことは、非常に残念に存
するのであります。しかしながら、審
査いたしましたものは、電話設備費負
担臨時措置法案、電信電話料金法の一
部改正案、日本放送協会の収支予算、
事業計画、資金計画、並びに委員会
起草いたしました有線放送業務の運用
の規正に関する法律案、電波監理委員
会設置法の一部を改正する法律案であ
りまして、特に有線放送業務運用規正
法案の立案にあたりましては、小委員
会におきまして連日御審議を願つたの
であります。また法律案の審査のみな
らず、国政の調査におきましても、電
氣通信事業の健全なる発展のためにあ
らゆる努力を傾注し、また電波の規
正、国際放送再開促進、あるいは近く
発足を見る民間放送のあり方、テレビ
ジョン放送実施促進等について検討の
上、政府当局を鞭撻して参りました。
かくして委員各位は終始眞摯なる態度
をもつて、委員会の權威と責任を一段
と高からしめたのであります。

本委員会がかくのごとき偉大なる足
跡を残しましたことは、委員各位が十
分なる誠意と、あらゆる高き識見を発
揮されて、円満に議事を運ばれたから
にはかなりません。ことに常にこの委
員室において、和氣あい／＼のうちに
審議を進められる態度は、本委員会の
一つの特質とも言えるのであります。
しかして浅学短才の私が、大過なくこ
の重大なる任務を遂行いたし得ました
ことは、ひとえに委員各位の常に寄せ
られたあたたかい御支援のたまものと
深く感謝いたしております。ここに簡
單ではありますが、委員各位の御努力
に心から敬意と感謝の意を表すると

もに、第十回国会における委員会の予
定の審査を議了いたすに際し、一言ご
あいさいつ申上げる次第であります。
なお政府当局の本委員会の審査に寄せ
られた御協力、並びに専門員、事務当
局の御努力に対しても、深く感謝いた
す次第であります。

これにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

〔参照〕

電話設備費負担臨時措置法案（内閣
提出に関する報告書）

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年六月十九日印刷

昭和二十六年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁